

取手地方公平委員会
特 別 会 計

1 概要

公平委員会は、地方公務員法（以下「法」という。）第7条により、人口15万未満の市町村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置かなければならず、また、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体と共同して公平委員会を置くことができると定められている。当委員会は、昭和32年10月1日に共同設置され、2市1町4一部事務組合により運営されている。

公平委員会の職務については、法第8条により、①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、及び必要な措置をとること。②職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。③職員の苦情処理をすること。④その他法律に基づきその権限に属せしめられた事務となっている。

公平委員会の委員については、法第9条の2により3人の委員をもって組織し、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

2 歳入の状況

歳入決算額は、744千円であり、負担金392千円と前年度繰越金352千円となっている。

負担金の内訳

2分の1を平等割、2分の1を職員数割によって関係団体が分担することとなっている。

（単位：円）

関係団体名	金額
取手市	128,000
守谷市	84,000
利根町	46,000
取手地方広域下水道組合	31,000
取手市外2市火葬場組合	28,000
利根川水系県南水防事務組合	28,000
常総地方広域市町村圏事務組合	47,000
合計	392,000

3 歳出の状況

歳出決算額は、440 千円となっている。

1 総務費

1 総務費 1 委員会費

〔担当：監査委員事務局〕 P.191

7001 公平委員会事務に要する経費 150,572 円（155,789 円）

〔その他 102,200 円 一財 48,372 円〕

＊ 特財内訳

〔負担金：取手地方公平委員会負担金 102,200 円〕

○ 内容

各公平委員会連合会への年会費及び諸会議負担金が主な支出である。

連合会名	年会費	諸会議負担金
全国公平委員会連合会	40,500 円	16,000 円
全国公平委員会連合会関東支部	徴収なし	20,000 円
茨城県公平委員会連合会	18,000 円	12,000 円
合計	58,500 円	48,000 円

〔担当：監査委員事務局〕 P.191

7201 公平委員報酬等に要する経費 289,800 円（260,900 円）

〔その他 289,800 円〕

＊ 特財内訳

〔負担金：取手地方公平委員会負担金 289,800 円〕

○ 内容

委員 3 人分の報酬及び費用弁償が主な支出である。

報酬額 委員長 9,000 円／日

委員 8,400 円／日